



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 神戸市役所
 編集兼印刷発行人 神戸市長
 発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
規則	神戸市篤志者感謝状授与規則の一部を改正する規則	市長室秘書課	1
規則	神戸市職員退職手当金条例施行規則の一部を改正する規則	行財政局給与課	3
訓令	失業者の退職手当支給規程の一部を改正する訓令	行財政局給与課	9
告示	指定納付受託者の指定	文化スポーツ局文化交流課	29
告示	道路法による道路の区域変更(市道中落合8号線)	建設局道路管理課	30
告示	指定納付受託者の指定	企画調整局企業連携推進課	31
告示	指定公金事務取扱者の指定	企画調整局企業連携推進課	32
告示	都市計画法による都市計画の変更(神戸国際港都建設計画駐車場ほか)	都市局都市計画課	33
告示	生産緑地法に基づく特定生産緑地の指定	都市局都市計画課	34
告示	生産緑地法に基づく特定生産緑地の指定の解除	都市局都市計画課	35
公告	都市計画法による都市計画の変更に伴う図書の縦覧(神戸国際港都建設計画駐車場ほか)	都市局都市計画課	36
公告	開発行為に関する工事の完了(北区北五葉4丁目ほか)	都市局都市計画課	37
公告	神戸市都市景観条例による協議の申出並びに当該申出に係る書面及び図書の写しの縦覧	都市局景観政策課	38
公告	神戸国際港都建設計画 神戸市公共下水道事業計画の変更	建設局下水道部計画課	39

神戸市篤志者感謝状授与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月29日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第26号

神戸市篤志者感謝状授与規則の一部を改正する規則

神戸市篤志者感謝状授与規則（昭和56年4月規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（定義）</p> <p>第2条 この規則において「篤志者」とは、公益のために本市に対して負担条件を付さないで100万円以上の金品の寄附をなしたものをいう。<u>ただし、本市が寄附金の受領に伴い返礼品等（地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第2項及び第314条の7第2項に規定する返礼品等をいう。）を提供するものを除く。</u></p> <p style="text-align: center;">（感謝状の授与）</p> <p>第3条 市長は、篤志者に対して感謝</p>	<p style="text-align: center;">（定義）</p> <p>第2条 この規則において「篤志者」とは、公益のために本市に対して負担条件を付さないで100万円以上の金品の寄附をなしたものをいう。</p> <p style="text-align: center;">（感謝状の授与）</p> <p>第3条 市長は、篤志者に対して感謝</p>

状を授与する。ただし、感謝状を授与
することが適当でないと認められる
ものを除く。

状を授与する。

附 則

この規則は、令和6年12月1日から施行する。

神戸市職員退職手当金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月29日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第27号

神戸市職員退職手当金条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市職員退職手当金条例施行規則（昭和26年1月規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(失業者の退職手当)	(失業者の退職手当)
第8条 [略]	第8条 [略]
2～7 [略]	2～7 [略]
8 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求	8 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求

職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(3) [略]

(4) 安定した職業に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額

(5)、(6) [略]

9、10 [略]

11 第8項第4号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第3項又は第8項の規定の適用については、雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る職業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。

職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(3) [略]

(4) 職業に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額

(5)、(6) [略]

9、10 [略]

11 第8項第4号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第3項又は第8項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。

(1) 雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数

(2) 雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給した

<p>12、13 [略] (手当の支給)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 一般の退職手当を請求するときは、退職手当支給請求書を<u>退職時の任命権者</u>に提出しなければならない。</p> <p>3、4 [略] 附 則</p> <p>1～6 [略] (国立大学法人法の施行に伴う特例)</p> <p>7 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、神戸市職員退職手当金条例の一部を改正する条例(平成21年9月条例第17号)の規定による改正前の条例第14条の規定により退職手当を支給されないので、引き続いて国立大学法人法(平成15年法律第112号)<u>附則別表</u>の上欄に掲げる機関(以下「旧機関」という。)の職員となるため退職し、かつ、引き続き旧機関の職員として在職した後同法附則第4条の規定により引き続き国立大学法人等(同法第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機</p>	<p><u>ものとみなされる日数に相当する日数</u></p> <p>12、13 [略] (手当の支給)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 一般の退職手当を請求するときは、退職手当支給請求書を<u>元の所属長を経て退職手当支出事務担当課</u>に提出しなければならない。</p> <p>3、4 [略] 附 則</p> <p>1～6 [略] (国立大学法人法の施行に伴う特例)</p> <p>7 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、神戸市職員退職手当金条例の一部を改正する条例(平成21年9月条例第17号)の規定による改正前の条例第14条の規定により退職手当を支給されないので、引き続いて国立大学法人法(平成15年法律第112号)<u>附則別表第1</u>の上欄に掲げる機関(以下「旧機関」という。)の職員となるため退職し、かつ、引き続き旧機関の職員として在職した後同法附則第4条の規定により引き続き国立大学法人等(同法第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利</p>
--	---

関法人をいう。以下同じ。)の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職していたものは、第4条第8項の規定にかかわらず、条例第7条第5項第10号に規定する規則で定めるものとする。

8～10 [略]

(暫定措置)

11 令和9年3月31日以前に退職した職員に対する第8条第7項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、公共職業安定所長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条ウ 特定退職者であつて第2項に規定する厚生労働省令で定めて、雇用保険法附則第5条第1項に定める理由により就職が困難な者である規定する地域内に居住し、かつ、公共

用機関法人をいう。以下同じ。)の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職していたものは、第4条第8項の規定にかかわらず、条例第7条第5項第10号に規定する規則で定めるものとする。

8～10 [略]

(暫定措置)

11 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第8条第7項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、公共職業安定所長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条ウ 特定退職者であつて第2項に規定する厚生労働省令で定めて、雇用保険法附則第5条第1項に定める理由により就職が困難な者である規定する地域内に居住し、かつ、公共

つて、同法第24条の2第1項第2号職業安定所長が同法第24条の2第1に掲げる者に相当する者として市長項に規定する指導基準に照らして再が定める者に該当し、かつ、公共職業就職を促進するために必要な職業安定所長が同項に規定する指導基準定法第4条第4項に規定する職業指に照らして再就職を促進するために導を行うことが適当であると認めた必要な職業安定法第4条第4項に規もの（アに掲げる者を除く。）定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とする。

つて、同法第24条の2第1項第2号職業安定所長が同法第24条の2第1に掲げる者に相当する者として市長項に規定する指導基準に照らして再が定める者に該当し、かつ、公共職業就職を促進するために必要な職業安定所長が同項に規定する指導基準定法第4条第4項に規定する職業指に照らして再就職を促進するために導を行うことが適当であると認めた必要な職業安定法第4条第4項に規もの（アに掲げる者を除く。）定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とする。

12 当分の間、条例第18条第1項に規定する「規則で定める場合」については、第8条の2第1項本文中「神戸市職員の定年等に関する条例第2条の規定により退職した場合」とあるのは「神戸市職員の定年等に関する条例第2条の規定により退職した場合又は条例附則第6条の規定の適用を受ける場合」とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年12月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第7項の改正規定 公布の日

(2) 第8条第8項第4号及び附則第11項の改正規定 令和7年4月1日

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の神戸市職員退職手当金条例施行規則第8条第8項の規定は、退職職員（神戸市退職手当金条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であって施行日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

訓令甲第5号

庁 中 一 般
区 役 所
事 業 所

失業者の退職手当支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年11月29日

神戸市長 久 元 喜 造

失業者の退職手当支給規程の一部を改正する訓令

失業者の退職手当支給規程（昭和53年1月訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（退職票等の交付）</p> <p>第4条 基本手当に相当する退職手当 （規則第8条第1項又は第3項の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の支給を受ける資格を有する者 （以下「支給資格者」という。）は、 <u>退職の際、当該退職時の任命権者</u>（以下「<u>退職時の任命権者</u>」という。）に申請して様式第1による神戸市職員退職票（以下「退職票」という。）及</p>	<p style="text-align: center;">（退職票等の交付）</p> <p>第4条 基本手当に相当する退職手当 （規則第8条第1項又は第3項の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の支給を受ける資格を有する者 （以下「支給資格者」という。）は、 退職の際、<u>当該退職時の所属長</u>（以下「<u>元の所属長</u>」という。）に申請して様式第1による神戸市職員退職票（以下「退職票」という。）及び様式</p>

び様式第2による神戸市職員の失業者の退職手当受給資格証（以下「受給資格証」という。）の交付を受けなければならない。

2 受給資格者は、受給資格証の交付を受けた後、氏名を変更した場合にあつては様式第2の2による受給資格者氏名変更届に、住所又は居所を変更した場合にあつては様式第2の2による受給資格者住所変更届に、氏名又は住所若しくは居所の変更の事実を証明することができる書類及び受給資格証を添えて、退職時の任命権者に提出しなければならない。ただし、受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

3 退職時の任命権者は、受給資格者氏名変更届又は受給資格者住所変更届の提出を受けたときは、受給資格証に必要な改定をし、当該受給資格者に返付しなければならない。

（規則第8条第1項に規定する市長の別に定める理由）

第6条 規則第8条第1項に規定する市長の別に定める理由は、次のとおりとする。

(1) [略]

第2による神戸市職員の失業者の退職手当受給資格証（以下「受給資格証」という。）の交付を受けなければならない。

2 受給資格者は、受給資格証の交付を受けた後、氏名を変更した場合にあつては様式第2の2による受給資格者氏名変更届に、住所又は居所を変更した場合にあつては様式第2の2による受給資格者住所変更届に、氏名又は住所若しくは居所の変更の事実を証明することができる書類及び受給資格証を添えて、元の所属長に提出しなければならない。ただし、受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

3 元の所属長は、受給資格者氏名変更届又は受給資格者住所変更届の提出を受けたときは、受給資格証に必要な改定をし、当該受給資格者に返付しなければならない。

（規則第8条第1項に規定する市長の別に定める理由）

第6条 規則第8条第1項に規定する市長の別に定める理由は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 前号に掲げるもののほか退職時の任命権者がやむを得ないと認めるもの

(受給期間延長の申出)

第7条 規則第8条第1項の規定による申出は、様式第3による受給期間延長等申請書に医師の証明書その他の第6条各号に掲げる理由に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格証を添えて退職時の任命権者に提出することによって行うものとする。

2、3 [略]

4 退職時の任命権者は、第1項に規定する申出をした者が規則第8条第1項に規定する理由に該当すると認めるときは、その者に様式第4による受給期間延長等通知書を交付しなければならない。この場合において、退職時の任命権者は、受給資格証に必要な事項を記載し、返付しなければならない。

5 前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかにその旨を退職時の任命権者に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、退職時の任命

(2) 前号に掲げるもののほか元の所属長がやむを得ないと認めるもの

(受給期間延長の申出)

第7条 規則第8条第1項の規定による申出は、様式第3による受給期間延長等申請書に医師の証明書その他の第6条各号に掲げる理由に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格証を添えて元の所属長に提出することによって行うものとする。

2、3 [略]

4 元の所属長は、第1項に規定する申出をした者が規則第8条第1項に規定する理由に該当すると認めるときは、その者に様式第4による受給期間延長等通知書を交付しなければならない。この場合において、元の所属長は、受給資格証に必要な事項を記載し、返付しなければならない。

5 前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかにその旨を元の所属長に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、元の所属長は、提出を

権者は、提出を受けた書類に必要な事項を記載し、返付しなければならない。

(1)、(2) [略]

(規則第8条第4項に規定する市長が定めるもの)

第7条の2 規則第8条第4項に規定する市長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) [略]

(2) その事業について当該事業を実施する受給資格者が第19条第1項に規定する再就職手当の支給を受けたもの

(3) その事業により当該事業を実施する受給資格者が自立することができないと退職時の任命権者が認めたもの

(規則第8条第4項に規定する市長が定める職員)

第7条の3 規則第8条第4項に規定する市長が定める職員は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) [略]

(2) その他事業を開始した職員に準ずるものとして退職時の任命権者が認めた職員

(支給の期間の特例の申出)

第7条の4 規則第8条第1項に規定

を受けた書類に必要な事項を記載し、返付しなければならない。

(1)、(2) [略]

(規則第8条第4項に規定する市長が定めるもの)

第7条の2 規則第8条第4項に規定する市長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) [略]

(2) その事業について当該事業を実施する受給資格者が第19条第1項に規定する就業手当又は再就職手当の支給を受けたもの

(3) その事業により当該事業を実施する受給資格者が自立することができないと元の所属長が認めたもの

(規則第8条第4項に規定する市長が定める職員)

第7条の3 規則第8条第4項に規定する市長が定める職員は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) [略]

(2) その他事業を開始した職員に準ずるものとして元の所属長が認めた職員

(支給の期間の特例の申出)

第7条の4 規則第8条第1項に規定

する退職の日後に同条第4項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員が、その旨を申し出る（以下「特例申出」という。）ときは、様式第3による受給期間延長等申請書に登記事項証明書その他規則第8条第1項に規定する退職の日後に同条第4項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格証を添えて退職時の任命権者に提出することによつて行うものとする。

2 [略]

3 退職時の任命権者は、特例申出をした者が規則第8条第1項に規定する退職の日後に同条第4項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当すると認めるときは、その者に様式第4による受給期間延長等通知書を交付しなければならない。この場合において、退職時の任命権者は、受給資格証に必要な事項を記載し、返付しなければならない。

4 前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかにその旨を退職時の任命権者

する退職の日後に同条第4項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員が、その旨を申し出る（以下「特例申出」という。）ときは、様式第3による受給期間延長等申請書に登記事項証明書その他規則第8条第1項に規定する退職の日後に同条第4項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格証を添えて元の所属長に提出することによつて行うものとする。

2 [略]

3 元の所属長は、特例申出をした者が規則第8条第1項に規定する退職の日後に同条第4項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当すると認めるときは、その者に様式第4による受給期間延長等通知書を交付しなければならない。この場合において、元の所属長は、受給資格証に必要な事項を記載し、返付しなければならない。

4 前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかにその旨を元の所属長に届け

に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、退職時の任命権者は、提出を受けた書類に必要な事項を記載し、返付しなければならない。

(1)、(2) [略]

(基本手当に相当する退職手当の支給日)

第9条 基本手当に相当する退職手当は、退職時の任命権者の指定する日にその前日までの間における失業の証明を受けた日の分を支給する。

(公共職業訓練等を受講する場合における届出)

第11条 受給資格者は、雇用保険法第15条第3項に規定する公共職業訓練等を受けることとなつたときは、速やかに様式第5による公共職業訓練等受講届（以下「受講届」という。）及び様式第6による公共職業訓練等通所届（以下「通所届」という。）を受給資格証に添えて退職時の任命権者に提出しなければならない。

2 退職時の任命権者は前項の届書の提出を受けたときは、受給資格証に必要な事項を記載し、当該受給資格者に返付しなければならない。

3 受給資格者は、受講届又は通所届

出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、元の所属長は、提出を受けた書類に必要な事項を記載し、返付しなければならない。

(1)、(2) [略]

(基本手当に相当する退職手当の支給日)

第9条 基本手当に相当する退職手当は、元の所属長の指定する日にその前日までの間における失業の証明を受けた日の分を支給する。

(公共職業訓練等を受講する場合における届出)

第11条 受給資格者は、雇用保険法第15条第3項に規定する公共職業訓練等を受けることとなつたときは、速やかに様式第5による公共職業訓練等受講届（以下「受講届」という。）及び様式第6による公共職業訓練等通所届（以下「通所届」という。）を受給資格証に添えて元の所属長に提出しなければならない。

2 元の所属長は前項の届書の提出を受けたときは、受給資格証に必要な事項を記載し、当該受給資格者に返付しなければならない。

3 受給資格者は、受講届又は通所届

の記載に変更があつたときは、速やかにその旨を記載した当該届書に受給資格証を添えて退職時の任命権者に提出しなければならない。

- 4 退職時の任命権者は、前項の届書の提出を受けたときは、受給資格証に必要な改定をし、当該受給者に返付しなければならない。

(技能習得手当に相当する退職手当等の支給手続)

第12条 受給資格者は、規則第8条第7項第1号又は第8項第1号若しくは第2号の規定による退職手当の支給を受けようとするときは、様式第6の2による公共職業訓練等受講証明書に受給資格証を添えて退職時の任命権者に提出しなければならない。

- 2 退職時の任命権者は、前項の規定による証明書の提出を受けたときは、受給資格証に必要な事項を記載し、当該受給者に返付しなければならない。

(傷病手当に相当する退職手当の支給手続)

第13条 受給資格者は、規則第8条第8項第3号の規定による退職手当の支給を受けようとするときは、様式第7による傷病手当に相当する退職

の記載に変更があつたときは、速やかにその旨を記載した当該届書に受給資格証を添えて元の所属長に提出しなければならない。

- 4 元の所属長は、前項の届書の提出を受けたときは、受給資格証に必要な改定をし、当該受給者に返付しなければならない。

(技能習得手当に相当する退職手当等の支給手続)

第12条 受給資格者は、規則第8条第7項第1号又は第8項第1号若しくは第2号の規定による退職手当の支給を受けようとするときは、様式第6の2による公共職業訓練等受講証明書に受給資格証を添えて元の所属長に提出しなければならない。

- 2 元の所属長は、前項の規定による証明書の提出を受けたときは、受給資格証に必要な事項を記載し、当該受給者に返付しなければならない。

(傷病手当に相当する退職手当の支給手続)

第13条 受給資格者は、規則第8条第8項第3号の規定による退職手当の支給を受けようとするときは、様式第7による傷病手当に相当する退職

手当支給申請書に受給資格証を添えて退職時の任命権者に提出しなければならない。

- 2 退職時の任命権者は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、受給資格証に必要な事項を記載し、当該受給者に返付しなければならない。

(退職票の提出)

第14条 退職票の交付を受けた者が規則第8条第1項に規定する期間内に職員となつた場合においては、当該退職票を新たに職員となつた時における任命権者に提出しなければならない。

- 2 新たに職員となつた時における任命権者は、前項の規定により退職票を提出した者が勤続12月未満（規則第8条第1項に規定する特定退職者にあつては、6月未満）で退職するときは、当該退職票をその者に返付しなければならない。

(退職票等の再交付)

第15条 受給資格者は、退職票又は受給資格証を滅失し、又は損傷した場合においては、退職時の任命権者にその旨を申し出て退職票又は受給資格証の再交付を受けることができる。

手当支給申請書に受給資格証を添えて元の所属長に提出しなければならない。

- 2 元の所属長は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、受給資格証に必要な事項を記載し、当該受給者に返付しなければならない。

(退職票の提出)

第14条 退職票の交付を受けた者が規則第8条第1項に規定する期間内に職員となつた場合においては、当該退職票を新たに所属することとなつた所属長に提出しなければならない。

- 2 所属長は、前項の規定により退職票を提出した者が勤続12月未満（規則第8条第1項に規定する特定退職者にあつては、6月未満）で退職するときは、当該退職票をその者に返付しなければならない。

(退職票等の再交付)

第15条 受給資格者は、退職票又は受給資格証を滅失し、又は損傷した場合においては、元の所属長にその旨を申し出て退職票又は受給資格証の再交付を受けることができる。

2 退職時の任命権者は、前項の規定による再交付をするときは、その退職票又は受給資格証の上部余白に再交付の旨及びその年月日を朱書しなければならない。

3 [略]

(高年齢受給資格証の交付等)

第16条 高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受ける資格を有する者(以下「高年齢受給資格者」という。)は、退職の際、退職時の任命権者に申請して様式第7の2による失業者の退職手当高年齢受給資格証(以下「高年齢受給資格証」という。)の交付を受けなければならない。

(就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続)

第19条 受給資格者は、規則第8条第8項第4号から第6号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第83条の4第1項に規定する就業促進定着手当(以下「就業促進定着手当」という。)を除く。以下「再就職手当」という。)に相当する退職手当にあつては様式第7の3による再就職手当に相当す

2 元の所属長は、前項の規定による再交付をするときは、その退職票又は受給資格証の上部余白に再交付の旨及びその年月日を朱書しなければならない。

3 [略]

(高年齢受給資格証の交付等)

第16条 高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受ける資格を有する者(以下「高年齢受給資格者」という。)は、退職の際、元の所属長に申請して様式第7の2による失業者の退職手当高年齢受給資格証(以下「高年齢受給資格証」という。)の交付を受けなければならない。

(就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続)

第19条 受給資格者は、規則第8条第8項第4号から第6号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、同項第4号の規定による退職手当のうち雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当(以下「就業手当」という。)に相当する退職手当にあつては様式第7の3による就業手当に相当する退職手当支給申請書に、同号ロに該当する者に係る就業促進手当(雇用保険法施行規則(昭和50年労

る退職手当支給申請書に、雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当（就業促進定着手当に限る。）に相当する退職手当にあつては様式第7の4による就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書に、同項第2号に該当する者に係る就業促進手当（以下「常用就職支度手当」という。）に相当する退職手当にあつては様式第8による常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書に、規則第8条第8項第5号の規定による退職手当にあつては様式第9による移転費に相当する退職手当支給申請書に、同項第6号の規定による退職手当のうち雇用保険法第59条第1項第1号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては様式第10による求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給申請書に、同項第2号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては様式第10の2による求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当支給申請書に、同項第3号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては様

働省令第3号）第83条の4第1項に規定する就業促進定着手当（以下「就業促進定着手当」という。）を除く。以下「再就職手当」という。）に相当する退職手当にあつては様式第7の4による再就職手当に相当する退職手当支給申請書に、同号ロに該当する者に係る就業促進手当（就業促進定着手当に限る。）に相当する退職手当にあつては様式第7の5による就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書に、同項第2号に該当する者に係る就業促進手当（以下「常用就職支度手当」という。）に相当する退職手当にあつては様式第8による常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書に、規則第8条第8項第5号の規定による退職手当にあつては様式第9による移転費に相当する退職手当支給申請書に、同項第6号の規定による退職手当のうち雇用保険法第59条第1項第1号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては様式第10による求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給申請書に、同項第2号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては様式

式第10の3による求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給申請書にそれぞれ受給資格証又は高年齢受給資格証を添えて退職時の任命権者に提出しなければならない。

- 2 退職時の任命権者は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、受給資格証又は高年齢受給資格証に必要な事項を記載し、その者に返付しなければならない。

（退職手当支給書の作成）

第20条 退職時の任命権者は、様式第11による失業者の退職手当支給書を受給資格者ごとに作成し、失業者の退職手当を支給したときは、必要な事項を記載し、整理しておかなければならない。

第10の2による求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当支給申請書に、同項第3号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては様式第10の3による求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給申請書にそれぞれ受給資格証又は高年齢受給資格証を添えて元の所属長に提出しなければならない。

- 2 元の所属長は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、受給資格証又は高年齢受給資格証に必要な事項を記載し、その者に返付しなければならない。

（台帳の備付等）

第20条 元の所属長は、様式第11による失業者の退職手当支給書及び様式第12による失業者の退職手当支給台帳を受給資格者ごとに作成し、失業者の退職手当を支給したときは、必要な事項を記載し、整理しておかなければならない。

- 2 元の所属長は、退職票及び受給資格証を交付したときは、速やかに様式第13による神戸市職員の失業者の退職手当認定台帳を公共職業安定所に送付しなければならない。

様式第1中

元の所属	所在地		を
	名称		
	所属長の氏名		

」

退職時の任命権者の補職名・氏名		に
-----------------	--	---

」

改める。

様式第2を次のように改める。

様式第2 (第4条関係)

(第1面)

						交付 番号		
失業者の退職手当受給資格証								
年 月 日交付								
受給資格者	氏名				性別	男・女	年齢	満 歳
	住所又は居所							
	退職年月日	年	月	日	勤続期間			
	求職申込年月日	年	月	日	年 月			
公共職業安定所	所在地							
	名称							
発行者								

(第2面)

失業の証明指定日時欄表				
	指 定 日	指 定 時 刻	取 扱 者	摘 要
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				

※受給資格者が基本手当に相当する退職手当の支給を受けようとするときは、求職の申込みをした後に公共職業安定所の長が指定する失業を受けるべき日ごとに公共職業安定所に出頭して、受給資格証を提示し、失業の証明を受けなければならない。

(第3面)

年月日	処 理 状 況	取 扱 者	
	規程第10条による失業の証明	公共職 業安定 所	市
	年 月 日から、年 月 日までの 日間		
	年 月 日から、年 月 日までの 日間		
	年 月 日から、年 月 日までの 日間		
	年 月 日から、年 月 日までの 日間		
	年 月 日から、年 月 日までの 日間		
	年 月 日から、年 月 日までの 日間		
	年 月 日から、年 月 日までの 日間		
	年 月 日から、年 月 日までの 日間		

(第4面)

年月日	処 理 状 況	取 扱 者	
	規程第10条による失業の証明	公共職 業安定 所	市
	年 月 日から、年 月 日までの 日間		
	年 月 日から、年 月 日までの 日間		
	年 月 日から、年 月 日までの 日間		
	年 月 日から、年 月 日までの 日間		
	年 月 日から、年 月 日までの 日間		
	年 月 日から、年 月 日までの 日間		
	年 月 日から、年 月 日までの 日間		
	年 月 日から、年 月 日までの 日間		

(第5面)

受給期間	満了年月日	年 月 日		
	延長年月日	年 月 日		
待期日数	日	所定給付日数	日	
待期満了年月日	年 月 日	基本手当の日額	円	
公共職業訓練等	受講開始年月日	技能習得手当	受講手当	日額 円 月 日 支給開始
	受講終了予定年月日	通所手当	通所手当	月額 円 月 日 支給開始
		寄宿手当	寄宿手当	月額 円 月 日 支給開始
備考				

(第6面)

注 意 事 項	
<p>1 この証は、失業の証明を受け、又は失業者の退職手当の支給を受けるために必要なものであるから紛失してはならない。</p> <p>2 公共職業安定所において定められた日時に出頭しないときは、失業者の退職手当を受けることができない。</p> <p>3 失業者の退職手当の支給を受けている期間中に就職し、又は内職等によつて収入のあつたときは、届け出なければならない。 この届出をせず、その他不正行為によつて失業者の退職手当の支給を受け、又は受けようとしたときは、失業者の退職手当の支給を受けることができなくなり、法令により処罰を受けることがある。</p> <p>4 氏名又は住所を変更したときは、直ちに届け出なければならない。</p> <p>5 公共職業安定所で失業の証明を受けたときは、直ちに退職時の任命権者にこの証を提示して失業者の退職手当の支給を受けるよう手続すること。</p> <p>6 この証を滅失し、又は損傷したときは、直ちに退職時の任命権者に申し出て再交付を受けなければならない。</p>	
神 戸 市	

様式第3、様式第4、様式第5及び様式第7中「元の所属長」を「退職時の任命権者」に改める。

様式第7の2を次のように改める。

(第3面)

年月日	処 理 状 況	取 扱 者	
	規程第10条による失業の証明	公共職 業安定 所	市
	年 月 日から、年 月 日までの 日間		
	年 月 日から、年 月 日までの 日間		
	年 月 日から、年 月 日までの 日間		
	年 月 日から、年 月 日までの 日間		
	年 月 日から、年 月 日までの 日間		
	年 月 日から、年 月 日までの 日間		
	年 月 日から、年 月 日までの 日間		
	年 月 日から、年 月 日までの 日間		

(第4面)

年月日	処 理 状 況	取 扱 者	
	規程第10条による失業の証明	公共職 業安定 所	市
	年 月 日から、年 月 日までの 日間		
	年 月 日から、年 月 日までの 日間		
	年 月 日から、年 月 日までの 日間		
	年 月 日から、年 月 日までの 日間		
	年 月 日から、年 月 日までの 日間		
	年 月 日から、年 月 日までの 日間		
	年 月 日から、年 月 日までの 日間		
	年 月 日から、年 月 日までの 日間		

(第5面)

受給期間	受給期限日	年	月	日
待期日数	日	所定給付日数		日
待期満了年月日	年	月	日	基本手当の日額 円
備考				

(第6面)

<p>注 意 事 項</p> <p>1 この証は、失業の証明を受け、又は高年齢求職者給付金に相当する退職手当を受けるために必要なものであるから紛失してはならない。</p> <p>2 公共職業安定所において定められた日時に出頭しないときは、高年齢求職者給付金に相当する退職手当を受けることができない。</p> <p>3 偽りその他不正行為によつて高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受け、又は受けようとしたときは、高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受けることができなくなり、法令により処罰を受けることがある。</p> <p>4 氏名又は住所を変更したときは、直ちに届け出なければならない。</p> <p>5 公共職業安定所で失業の証明を受けたときは、直ちに退職時の任命権者にこの証を提示して高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受けるよう手続すること。</p> <p>6 この証を滅失し、又は損傷したときは、直ちに退職時の任命権者に申し出て再交付を受けなければならない。</p> <p style="text-align: center;">神 戸 市</p>

様式第7の3を削る。

様式第7の4中「事業主氏名 ㊦」を「事業主氏名 ㊦」に、「元の所属長」を「退職時の任命権者」に改め、同様式を様式第7の3とする。

様式第7の5中「事業主氏名 ㊦」を「事業主氏名 ㊦」に、「元の所属長」を「退職時の任命権者」に改め、同様式を様式第7の4とする。

様式第8中「事業主氏名 ㊦」を「事業主氏名 ㊦」に、「元の所属長」を「退職時の任命権者」に改める。

様式第9、様式第10、様式第10条の2及び様式第10条の3中「元の所属長」を「退職時の任命権者」に改める。

様式第12及び様式第13を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和6年12月1日から施行する。ただし、第7条の2第2号の改正規定及び第19条第1項の改正規定（「元の所属長」を「退職時の任命権者」に改める部分を除く。）は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際現に提出され、又は交付されているこの訓令による改正前の失業者の退職手当支給規程の様式（次項において「旧様式」という。）は、この訓令による改正後の失業者の退職手当支給規程の様式によるものとみなす。
- 3 この訓令の施行の際現に存する旧様式は、当分の間、なお使用することができる。

神戸市告示第432号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年12月2日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定納付受託者の指定を受けた者
東京都武蔵野市中町1-15-5 三鷹Renolikeビル7階
株式会社グッドフェローズ
- 2 指定納付受託者に納入させる歳入等
グッドフェローズが提供するオンラインチケットサービスを利用して納付する青少年科学館における入館料
- 3 指定納付受託者による納付の委託を開始する日
令和6年12月2日

神戸市告示第452号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年12月24日まで一般の縦覧に供する。

令和6年12月10日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	中落合8号線	神戸市須磨区中落合2丁目 14番4地先から	新	10.20	73.00
		神戸市須磨区中落合2丁目 13番1地先まで	旧	10.20	11.00

神戸市告示第453号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年12月10日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定納付受託者の指定を受けた者
東京都目黒区下目黒1-8-1
アマゾンジャパン合同会社
- 2 指定納付受託者に納入させる歳入等
ふるさと納税寄附金
- 3 指定納付受託者による納付の委託を開始する日
令和6年12月10日

神戸市告示第454号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年12月10日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定公金事務取扱者の指定を受けた者
東京都目黒区下目黒1-8-1
アマゾンジャパン合同会社
- 2 指定公金事務取扱者に納入させる歳入等
ふるさと納税寄附金
- 3 指定公金事務取扱者による納付の委託を開始する日
令和6年12月10日

神戸市告示第455号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

令和6年12月10日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

1 都市計画の種類及び名称

種類	名称
神戸国際港都建設計画 駐車場	第7号鷹取駅自転車駐車場
神戸国際港都建設計画 生産緑地地区	八多58生産緑地地区、伊川谷27生産緑地地区、須磨55 生産緑地地区、須磨56生産緑地地区

神戸市告示第456号

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の2第1項の規定に基づき指定した特定生産緑地を同条第4項の規定に基づき、次のように告示する。

令和6年12月10日

神戸市長 久元喜造

生産緑地地区名称	位置（代表地番）	特定生産緑地指定面積（ha）	申出基準日
北別府31	西区北別府1-11-1	0.20	2024年12月11日
北別府32	西区北別府1-23-1	0.13	2024年12月11日
北別府33	西区北別府1-7-2	0.20	2024年12月11日

「区域は指定図のとおり」



特定生産緑地指定図

神戸市告示第457号

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定に基づき特定生産緑地の指定を解除したため、同法10条の6第2項の規定に基づき準用される第10条の2第4項の規定により、次のように告示する。

令和6年12月10日

神戸市長 久元喜造

生産緑地地区名称	位置（代表地番）	特定生産緑地の指定を解除した面積（ha）
八多58	北区八多町中字岸ノ下1412	0.07

「区域は指定図表示のとおり」



特定生産緑地指定図

神戸市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により同法第14条第1項に規定する総括図、計画図及び計画書を神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号神戸市都市局都市計画課において公衆の縦覧に供します。

令和6年12月10日

神戸市長 久 元 喜 造

1 都市計画の種類及び名称

種類	名称
神戸国際港都建設計画 駐車場	第7号鷹取駅自転車駐車場
神戸国際港都建設計画 生産緑地地区	八多58生産緑地地区、伊川谷27生産緑地地区、須磨55 生産緑地地区、須磨56生産緑地地区

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和6年12月10日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市北区北五葉4丁目11番2の一部の内1工区
開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市中央区淡路町3丁目5番13号
株式会社 創建
代表取締役 吉村 孝文
許可番号
令和6年7月29日 第8195号
(変更許可 令和6年11月11日 第2168号)

- 2 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市西区伊川谷町有瀬字大西733番14の一部
開発許可を受けた者の住所及び氏名
神戸市西区伊川谷町有瀬733番地
久保 昭英
許可番号
令和6年5月23日 第8185号
(変更許可 令和6年10月16日 第2161号)

神戸市公告

神戸市都市景観条例（令和3年12月条例第25号）第17条第2項の規定に基づく協議の申し出がありましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該申し出に係る書面及び図書の写しを都市局景観政策課窓口において一般の縦覧に供します。

令和6年12月10日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 景観影響建築行為予定者の氏名及び住所
東京建物株式会社 関西住宅事業部長 長井 芳行
大阪市中央区本町3丁目4番8号
- 2 設計者の氏名、住所及び連絡先
株式会社大土呂巧建築設計 大土呂 巧
神戸市中央区明石町48番地
078-331-5405
- 3 景観影響建築行為の概要
 - (1) 所在及び地番 神戸市中央区相生町2丁目2番9、12、13、14、15、16、17、18、21、22、23、24、25、26
 - (2) 敷地面積 約 783平方メートル
 - (3) 建築面積 約 539平方メートル
 - (4) 延べ面積 約8,298平方メートル
 - (5) 高さ 約 59.9メートル
 - (6) 構造 鉄筋コンクリート造
 - (7) 階数 地上20階
 - (8) 建物用途 共同住宅
- 4 市民等に対する説明会の開催日時及び場所
令和6年12月12日（木）19時00分から
神戸市中央区東川崎町1丁目8番4号 神戸市産業振興センター 802、803会議室
- 5 縦覧の期間
令和6年12月10日から令和6年12月23日まで

神戸市公告

下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により、次の事業計画を変更するにあたって、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により、当該事業計画の変更の案を次のとおり公告・縦覧します。

令和6年12月10日

神戸市長 久 元 喜 造

1 事業計画の名称

神戸国際港都建設計画 神戸市公共下水道事業計画

2 事業計画の変更内容

- (1) 工事完成年月日の延伸
- (2) 吐口調書の変更
- (3) 管渠調書の変更
- (4) 処理施設の敷地内の主要な施設の変更

3 工事の着手及び完成予定年月日

- (1) 着手年月日
昭和26年4月1日
- (2) 完成予定年月日
令和8年3月31日

4 事業計画の縦覧場所

神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号コンコルディア神戸
神戸市建設局下水道部計画課

5 縦覧期間

令和6年12月13日から令和6年12月27日まで

（ただし、休日及び土曜日、日曜日を除く8時45分から17時30分の間）